

商業再生支援事業

市内における商業機能の維持・向上、快適な買物環境の創出による地域経済の活性化を推進するための支援制度です。

●補助内容・対象者等

事業区分		補助内容		補助率 補助限度額	備 考
		対象業種	対象費用		
小売店等 開業支援 事業	一般 枠	小売業、宿泊業、 飲食サービス業、 生活関連サービ ス業、娯楽業又は 自動車整備業	○初期費用 (改修費、5万円以上 の備品購入費、備品 リース料、家賃、広 告宣伝費)	ハード1/2 ソフト1/2 計200万円 ※家賃は最大 12ヶ月分まで	市が重点的 に商業等を 振興する区 域での開店 であること
	特別 枠		○初期費用 (改修費、5万円以上 の備品購入費、備品 リース料、家賃、広 告宣伝費) ○特定創業支援事業 受講等の必要経費 (受講料、旅費) ○特定創業支援事業 受講後の必要経費 (備品購入費、備品リ ース料、広告宣伝費)	ハード1/2 ソフト1/2 計240万円 ※家賃は最大 12ヶ月分まで	特定創業支 援事業を受 ける者、受 けている者又 は受けた者
買い物不便 対策事業	飲食料品等 小売業	○初期費用 (改修費、建築費、 建物取得費、5万円 以上の備品購入費・ 備品リース料、家賃、 広告宣伝費) ※中小企業の基準を 超える場合は、開 店のみ(改修費、 建築費、建物取得 費、5万円以上の 備品購入費・備品 リース料) ※開店、事業承継以 外(改修費、5万 円以上の備品購入 費・備品リース料)	ハード1/2 ソフト1/2 計1,000万円 ※家賃は最大 12ヶ月分まで	市が、以下の 条件を全て 満たすもの と認定した 場合に限る ①買物不便 対策に資 すること ②既存店舗 の理解を 得ている こと	

移動販売・ 宅配 支援事業	食品等の移動販売・宅配事業を行う計画を有する、または既に行っている小売業者、商店街組織、商工団体等	○設備投資等 (車両購入費、20万円以上の備品購入費・備品リース料、広告宣伝費)	1 / 2 200万円	専用車に限る
		○運営費 (燃料費、車検費用、修理費、20万円未満の備品購入費・備品リース料)	定額 (1台あたり) 1年目：10万円 2年目：8万円 3年目：6万円	年間経費が20万円を超える場合に限る
		POSシステム等レシ関連機器購入又はリースの経費 (1台20万円以上のもの)	1 / 2 20万円	
商業環境整備事業	街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等のための共同利用施設整備に係る支援		1 / 2 1,000万円	
地域流通拠点整備事業	飲食品等の仕入共同化のための拠点整備に係る支援		1 / 2 300万円	
商業活性化提案事業	地域商業活性化および買物環境の維持・向上を目的とした魅力的で実践的な事業を支援		10 / 10 50万円	

※いずれも市税を滞納していないこと。

●各事業の概要

(1) 小売店等開業支援事業

①一般枠

安来市内で開店される方（小売業、サービス業等）に対して、初期費用の補助を行います。ハード（改修費、備品購入費、備品リース料）、ソフト（家賃、広告宣伝費）とも対象です。開店する区域に指定があります。（中心市街地や地域中心地など）

②特別枠

安来市内で開店される方（小売業・サービス業等）のうち、特定創業支援事業を受ける方、又は申請時点で特定創業支援事業を受けており修了前である方もしくは特定創業支援事業を受けた方については、初期費用に加え、特定創業支援事業の受講等に必要な経費（受講料、旅費）も補助対象となります。すでに市内で店舗を営んでいる事業者のうち特定創業支援事業を受ける方、又は申請時点で特定創業支援事業を受けており修了前である方は、受講等に必要な経費及び受講後に必要となった経費（備品購入費、備品リース料、広告宣伝費）が補助対象となります。

(2) 買い物不便対策事業

市の認定を受けた事業所に対して、小売店等開業支援事業よりも補助限度額を増額して補助を行います。中小規模事業所の開店・事業承継のみならず、大企業による開店費用や、すでに営業している事業所の設備投資も補助対象となります。ただし、日用品や飲食品を取り扱う場合に限りです。

市の認定を受けるには、中山間地域における買い物不便対策に資すること、既存の事業所の理解を得ていること、が条件となります。

(3) 移動販売・宅配支援事業

市内地域住民の消費生活維持に不可欠な移動販売又は宅配をしている、またはこれからしようとする事業所に対して、設備投資と運営費の補助を行います。専用車や20万円以上の備品購入・備品リース料に加え、ガソリン代、車検代、修理費用、20万円未満の備品購入費・備品リース料といった運営経費も補助対象です。

《イメージ》



(4) 商業環境整備事業

商店街やショッピングセンターなど、商店が集積した地域において、来店されるお客様の利便性を向上させるための共同設備の整備を補助します。

〈例〉街路灯の整備、公衆トイレの整備、案内看板の整備、スロープの設置など

(5) 地域流通拠点整備事業

2者以上の者が連携して拠点整備を行う場合に、施設設備の設置・取得・整備に要する経費を補助します。

ただし、土地の取得等に要する経費は対象外です。

(6) 商業活性化提案事業

地域商業の活性化、買い物環境の維持・向上、を目的とした実践的な取組を支援します。必要経費のうち、補助対象となる経費の全額を補助します（上限50万円）。ただし、その効果が中長期的に持続する取組に限ります。

〈例〉①統一デザイン（キャラクター、ロゴ）の看板・ポスター設置によるイメージアップ

②経常的な売上増につなげることを目的とした集客イベントの開催

③商店街紹介マップ・パンフレットの作成による認知度向上

●お問合せ

安来市やすぎ暮らし推進課産業振興係

TEL 0854-23-3105 FAX 0854-23-3061